



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 10 日

滑川市長 水 野 達 夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
東加積地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 5 年 3 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体の状況

○ 経営体数 19

法人	5 経営体
個人	12 経営体
集落営農組合	2 経営体

○ 農地の集積面積

333.3ha（区域内の農地面積 503.2ha、集積率 66.2%）

4. 当該区域における農業の将来の在り方

農用地を最大限に有効活用し不作地の解消に努めるとともに、中心経営体への農地の面的集積を行うことにより、効率的・安定的な農業経営が営まれるよう努める。

地区内の農地利用は、中心的経営体である農事組合法人等が担うほか、新規就農者や地域外から入作を希望する認定農業者等の受け入れを促進することで対応する。

水稲、そば等以外に収益性の高い園芸作物の更なる生産拡大を目指す。

5. 農地中間管理機構事業の活用方針

従来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として農地を機構に貸付け、耕作者は機構を通じて農地を借り受ける。